

## 融資のご相談は

- ◇たつの市内取扱金融機関
- ◇たつの市 商工振興課 TEL (0791) 64-3158 (直)
- ◇龍野商工会議所・たつの市商工会

## 信用保証協会について

- ◆信用保証協会は、中小企業等を経営するみなさまが金融機関からお金を借りるときに、保証人になってお金を借りやすくするため、法律に基づいて設立された公的機関です。

- ◆保証料について

保証料率については、兵庫県信用保証協会にお問い合わせください。

※信用保証協会の保証料は、借受人の負担となります。

市が保証料の2分の1を負担します。

- ◆兵庫県信用保証協会姫路事務所

〒670-0965 姫路市東延末3丁目27-2

TEL (079) 289-3612

URL <http://hosyokyokai-hyogo.or.jp>

# 令和8年度 たつの市中小企業融資制度 ご案内



# 令和8年度 たつの市中小企業融資制度一覧表

令和8年4月1日

融資制度名	融資条件							取扱金融機関
	資金用途	融資限度額	融資期間	融資利率 (年度途中で変更の場合あり)	利子補給率	担保	連帯保証人	
中小企業 振興融資	運転資金 設備資金	1,500万円以内	60か月以内	信用保証付 年1.35% 信用保証無 年2.0%	なし	必要に応じて 徴します	保証協会の定め るところとする	○三井住友銀行 龍野支店 ○トマト銀行 龍野支店 ○みなと銀行 龍野支店 ○姫路信用金庫 龍野支店 ○播州信用金庫 龍野支店／揖保川支店 ○兵庫信用金庫 新宮支店／御津支店 ○西兵庫信用金庫 龍野支店／新宮支店 ○兵庫県信用組合 龍野支店／新宮支店
中小企業 特別融資	運転資金	1,000万円以内	12か月以内	信用保証付 年1.1% 信用保証無 年1.6%				
地場産業 振興融資	運転資金 設備資金	1,000万円以内	60か月以内	信用保証付 年1.3% 信用保証無 年1.8%				

- ① 取扱期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
- ② 信用保証協会の保証の要否は取扱金融機関が決定します。
- ③ 地場産業振興融資対象の地場産業とは、手延素麺、乾麺、醤油、皮革（一次製品）及び工業用皮手袋の事業です。

## ◆この融資を申し込むことができる方

市内に営業所または事業所を有し、保証協会の保証対象業種に属する中小企業者等で、同一事業を1年以上営み、市税を完納している個人または法人。  
(許認可等を必要とする業種はその許認可等を受けていること。)

### ◆中小企業者等（資本金・従業員数のいずれかを満たせば対象となります）

業種	資本金または出資総額	従業員数
一般	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ 製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

### ◆特定非営利活動法人（NPO法人）

業種	従業員数
一般	300人以下
小売業	50人以下
サービス業／卸売業	100人以下

※各法律に規定する下記の団体も融資の対象となります。  
詳細はお問い合わせください。

- 事業協同組合等の中小企業団体
- 商店街振興組合及び連合会
- 生活衛生同業組合及び連合会

## ◆融資の申し込み

取扱金融機関で融資相談のうえ、市商工振興課に必要書類を提出し、書類審査後、取扱金融機関へお申し込みください。

## ◆必要書類

- ① 融資申込書 **2部**（許認可等を必要とする業種の場合は、許認可書等の写しを添付してください。）
- ② 市税完納証明書 **1部**（ただし、市税が課せられていない方は、市民税非課税証明書が必要です。）
- ③ 設備資金の申し込みには、建物等にあつては工事請負契約書または見積書、建築確認通知書、図面を、機械設備等の取得にあつては見積書、カタログ等をそれぞれ写しを1部添付してください。

※②③の書類は返却しませんので、必要な場合は申込者で控えをおとりください。